

赤字はコメント、青字は重要内容

【添付資料】

別添 1（参考）【新旧対照表】基本的対処方針新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 5 年 2 月 10 日変更）

別添 1（別紙 1）マスク着用の考え方の見直し等について

別添 1（別紙 2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 5 年 2 月 10 日変更）

別添 1【事務連絡】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について

別添 2【事務連絡】基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

別添 3（別紙 2）イベント開催等における必要な感染防止策

別添 3（別紙 4）「感染防止安全計画」記載フォーマット

別添 3（別紙 5）感染防止策チェックリスト

別添 3【事務連絡】イベント開催等における感染防止安全計画等の導入について（改定その 10）

【添付資料の説明】

別添 1（参考）【新旧対照表】基本的対処方針新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 5 年 2 月 10 日変更） 全 12 ページ

本文はこちら→https://www.jimga.or.jp/files/20230220_betsu1sankou.pdf

主な変更点を下記に抜粋し、特に関係するものは青字にしました。対処方針全文は別添 1（別紙 2）全 70 ページをご参照下さい。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

（8）新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更（新設）

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を決定し、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、同年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけることとした。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

（略）

（4）感染防止策

（略）

このうち、「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう令和5年2月10日新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会（以下「基本的対処方針分科会」という。）

で示された「マスク着用の有効性に関する科学的知見」等を踏まえ、感染防止対策としてマスク（不織布マスクを推奨）の着用が効果的である場面などを示すこととする。

- ① 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。
 - ・ 医療機関受診時
 - ・ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時（当面の取扱）
- ② 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。
- ③ 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。
- ④ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。この「マスクの着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、**同年3月13日から適用することとする**。各業界団体においては、上記及び下記の方針に沿って業種別ガイドラインの見直しを行い、現場や利用者へ周知する。同日までの間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いする。

なお、「マスクの着用」の考え方の適用に当たっては、以下の点に留意する。

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- ・ 子供については、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- ・ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子供のマスクの着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子供の体調に十分注意する必要がある。

「マスクの着用」の考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要であり、政府は、引

き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行について呼びかけることとする。

また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された以降は、本方針及び業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していくこととする。

上記に続いて、症状がある場合の対応、学校や小児へのマスク着用の考え方も記述されています。

別添 1（別紙 1）マスク着用の考え方の見直し等について 全 4 ページ

本文はこちら⇒https://www.jimga.or.jp/files/20230220_betsu1-1.pdf

（1）見直しの概要

- 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して 3 月 1 3 日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは 4 月 1 日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方（※ 1）に沿った対応をお願いする。

上記内容に続いて、前出の「別添 1（参考）【新旧対照表】基本的対処方針新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 5 年 2 月 10 日変更）」の内容を簡単にした内容が記述されています。

別添 1（別紙 2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 5 年 2 月 10 日変更） 全 7 0 ページ

本文はこちら⇒https://www.jimga.or.jp/files/20230220_betsu1-2.pdf

対処方針全文になります。改めて全体を見ていただくのもよろしいかと存じますが、今回の改訂は下記の青字の一の（8）と二の（4）が中心になっています。変更点は前出の「別添 1（参考）【新旧対照表】基本的対処方針新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 5 年 2 月 10 日変更）」の方が分かりやすいと思われます。

目次

- 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実
 - （1）新型コロナウイルス感染症の特徴
 - （2）感染拡大防止のこれまでの取組
 - （3）ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化

- (4) 医療提供体制の強化
- (5) 令和3年9月の感染収束
- (6) オミクロン株の発生と感染拡大
- (7) オミクロン株の特性を踏まえた感染症法上の取扱いの見直し
- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更**

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- (1) 医療提供体制の強化
- (2) ワクチン接種の促進
- (3) 治療薬の確保
- (4) 感染防止策**
- (5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- (1) 情報提供・共有
- (2) ワクチン接種
- (3) サーベイランス・情報収集
- (4) 検査
- (5) まん延防止
- 1) 緊急事態措置区域における取組等
- 2) 重点措置区域における取組等
- 3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等
- 4) 職場への出勤等
- 5) 学校等の取扱い
- 6) その他共通的事項等
- (6) 水際対策
- (7) 医療提供体制の強化
- (8) 治療薬の実用化と確保
- (9) 経済・雇用対策
- (10) その他重要な留意事項

(別添)事業の継続が求められる事業者

別添1【事務連絡】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について 全1ページ

本文はこちら➡ https://www.jimga.or.jp/files/20230220_betsu1jimu.pdf

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員各位にあてた「基本的対処方針を変更しました」という事務連絡文書です。

「基本的対処方針が変更されたこと等を踏まえ、新たな基本的対処方針に基づく感染症対策の継続

的かつ着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。」

別添 2【事務連絡】基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について 全 22 ページ

本文はこちら⇒ https://www.jimga.or.jp/files/20230220_betsu2jimu.pdf

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から各都道府県知事殿・各府省庁担当課室各位にあてた「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の事務連絡文書です。主に 5,000 人を超えるイベントについてマスクの着用の項目がなくなりました。

「本日、基本的対処方針が一部変更され、感染防止策としてのマスク着用の考え方の見直しがなされ、令和 5 年 3 月 13 日から適用することとされたこと等を踏まえ、令和 5 年 1 月 27 日事務連絡について、令和 5 年 3 月 13 日以降の「その他の都道府県」におけるイベントにおける基本的な感染対策の見直し等を行いましたので、改定版の事務連絡を通知します。」

別添 3（別紙 2）イベント開催等における必要な感染防止策 全 5 ページ

本文はこちら⇒ https://www.jimga.or.jp/files/20230220_betsu3-2.pptx

イベント開催等における必要な感染防止策を表にしたものです。マスクの着用が削除されています。

別添 3（別紙 4）「感染防止安全計画」記載フォーマット 全 1 ページ

本文はこちら⇒ https://www.jimga.or.jp/files/20230220_betsu3-4.docx

イベント開催時に提出する感染防止安全計画の用紙です。

別添 3（別紙 5）感染防止策チェックリスト 全 2 ページ

本文はこちら⇒ https://www.jimga.or.jp/files/20230220_betsu3-5.pptx

イベント開催時に使用する感染防止策チェックリストです。ちょっとしたイベントの参考にもなります。

別添 3【事務連絡】イベント開催等における感染防止安全計画等の導入について（改定その 10）全 22 ページ

本文はこちら⇒ https://www.jimga.or.jp/files/20230220_betsu3jimu.pdf

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から各都道府県知事・各府省庁担当課室各位にあてた「イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その 10）」です。3 月 13 日以降のイベント開催における感染防止策の見直し等（マスク着用が削除）が反映されています。前出の別添 2【事務連絡】、別添 3（別紙 2）、別添 3（別紙 4）、別添 3（別紙 5）の内容よりも少し詳しく書かれています。

以上